

必ず2枚セットで提出してください。

繰上償還申込書

年 月 日

横浜市職員共済組合理事長

次のとおり

1 全額繰上償還	2 一部繰上償還
----------	----------

をしたいので、申し込みます。

貸付種別	1 普通 2 住宅 3 災害 4 在宅介護対応住宅 5 医療 6 入学 7 修学 8 結婚 9 葬祭	共済組合受付印
貸付番号	号	
職員番号		
所属	区・局 課	
氏名	印 所属電話 ()	

全額繰上償還の内容

希望月	年 月
償還事由	剰余金 ・ 買換 ・ 売却（平成 年 月 日決済） ・ 借換

一部繰上償還の内容

希望月	年 月		
償還希望額	万円		
	償還希望額の内訳	毎月分 万円	期末・勤勉分 万円
一部償還後の希望	1 完済までの期間を短縮する。		
	2 1回あたりの償還額を少なくする。		

注 意

- 一部繰上償還の最低申込単位は、一回の償還額以上からとします。
- 期末・勤勉併用償還をされている方は、この繰上償還申込書で毎月分のみ先に終了させることや、期末・勤勉分より毎月分の残元金分を少なくすることはできませんので、ご注意ください。
- 払込みの確認ができないため、2か月続けての申し込みはできません。
- ステップ償還期間中に一部繰上償還をされると、通常の支払金額に戻りますのでご注意ください。
- 締切は、毎月月末(必着)です。月が変わって受理した場合は、翌月以降の償還とさせていただきますのでご了承下さい。
- 償還希望月の給与控除をした後、10日前後に納付書を送付しますので、最寄の銀行窓口から20日までに納付してください。
- 繰上償還の希望月10日を過ぎても納付書が届かない場合は、電話等でご連絡ください。
- 繰上償還の結果、最終償還期日が短縮され、当初からの償還期間が10年未満となった場合は住宅借入金（取得）等特別控除用の年末残高等証明は発行しません。

問い合わせ先

横浜市職員共済組合福祉事業係

電話 671-3371

(A4)